

平成29年度  
第1回 柏市健康福祉審議会  
地域健康福祉専門分科会

会議資料

平成29年11月 9日

柏市保健福祉部



## 柏市健康福祉審議会 地域健康福祉専門分科会 委員名簿

(敬称略, 五十音順)

| 氏名     | よみ         | 所属など                   |
|--------|------------|------------------------|
| 小林 正之  | コバヤシ マサユキ  | 北柏ナーシングケアセンター施設長       |
| 小松 幸子  | コマツ サチコ    | 柏市議会議員                 |
| 金剛寺 高宏 | コンゴウジ タカヒロ | 柏歯科医師会副会長              |
| 齊藤 泉   | サイトウ イズミ   | 柏市薬剤師会副会長              |
| 鈴木 五郎  | スズキ ゴロウ    | 柏市社会福祉協議会理事            |
| 長瀬 慈村  | ナガセ ジソン    | 柏市医師会副会長               |
| 中谷 茂章  | ナカタニ シゲアキ  | 柏市社会福祉協議会協議会会長         |
| 根本 勇夫  | ネモト イサオ    | 柏市ふるさと協議会連合会副会長        |
| 平野 準子  | ヒラノ ジュンコ   | 柏市民健康づくり推進員連絡協議会<br>会長 |
| 古川 隆史  | フルカワ タカフミ  | 柏市議会議員                 |
| 堀田 きみ  | ホッタ キミ     | 柏市非営利団体連絡会代表           |
| 山名 恵子  | ヤマナ ケイコ    | 柏市民生委員児童委員協議会会長        |

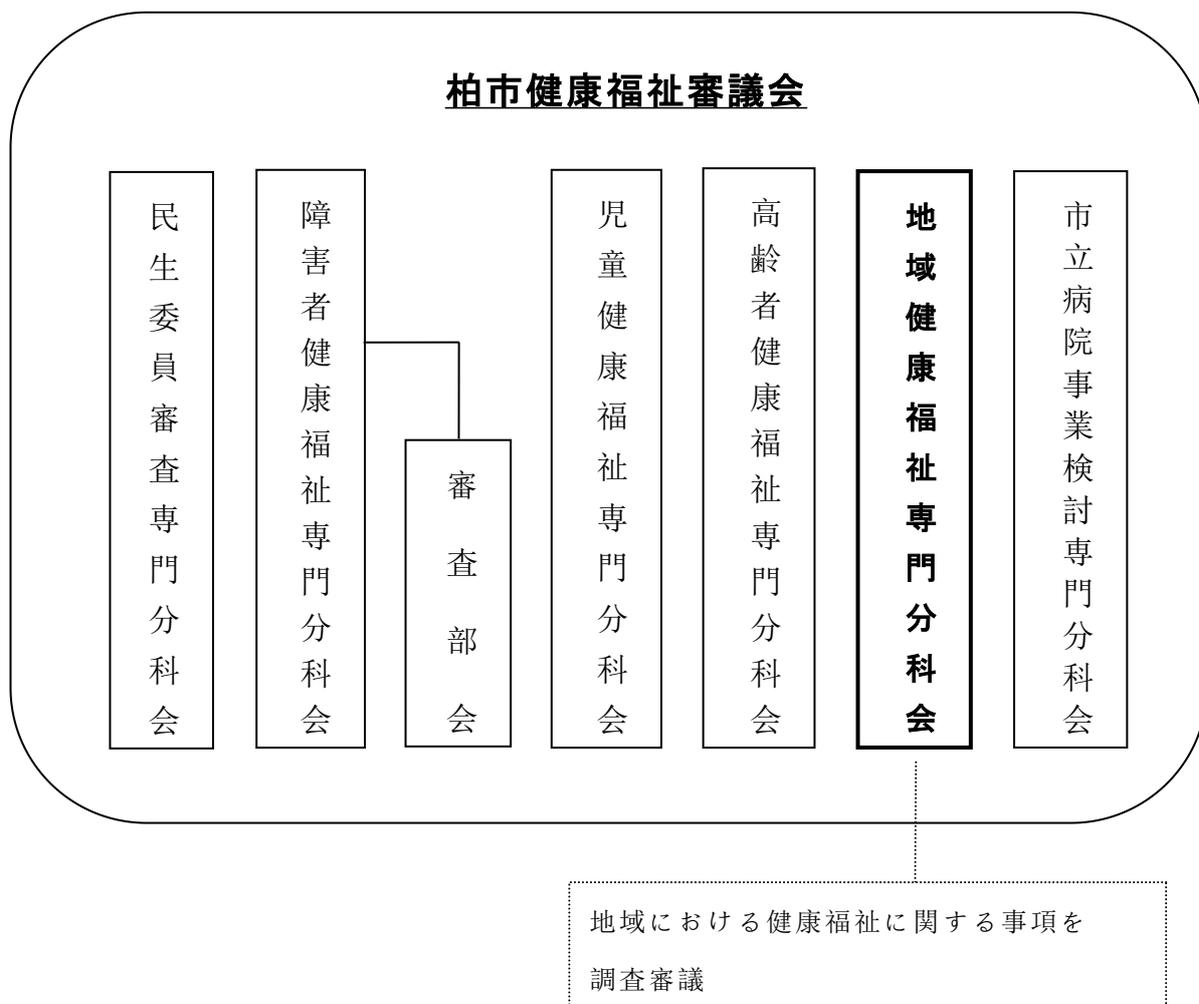
## 目 次

- 1 地域健康福祉専門分科会の概要 (説明事項) . . . . . P 1
- 2 柏市地域健康福祉計画について (説明事項) . . . . . P 1
- 3 第4期 柏市地域健康福祉計画の策定にむけて . . . . . P 8
  - 1) 市民アンケート (説明・意見交換事項) . . . P 9
  - 2) 市民ワークショップ (説明事項) . . . . . P 10
  - 3) 基本方針(柱1～柱4)の評価(説明事項) . . . . . P 11
  - 4) 重点施策の進行管理及び評価 (報告事項) . . . . . P 11
  - 5) 各分野別計画の評価反映 . . . . . P 11
- 4 国が示す地域福祉計画の改定ポイントについて . . . . . P 12

## 1 地域健康福祉専門分科会の概要

### (1) 柏市健康福祉審議会とは

- ・地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関です。
- ・当該審議会に、以下の専門分科会・部会が設置されています。



## 2 柏市地域健康福祉計画について

### (1) 柏市地域健康福祉計画とは

地域健康福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けるものです。

本計画は、市の地域健康福祉に関する理念の提示や方向性を定めることを主たる役割としています。これに基づき、地域で起きている健康福祉課題について、地域に主眼を置き、そこに住むさまざまな世代の人々とともに解決

をしていくことを目的としています。

## (2) 基本的な考え方

柏市の地域健康福祉を取り巻く状況や第2期計画の評価を踏まえ、第3期計画で目指す地域健康福祉像を以下のとおり定めています。

### ■地域健康福祉像

**『だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、  
共に、いきいきと暮らせるまち 柏』**

私たちは、地域が、だれにとっても生まれてから生涯を全うするまで暮らしやすい場となることへの想いを込めて、地域健康福祉像を『だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏』と決めました。

この地域健康福祉像は、各分野別計画が地域で施策を展開する際の共有すべき理念として、位置付けています。

### ■地域健康福祉像への想い

『だれもが』（ユニバーサルデザイン\*）

『だれもが』は、年齢や性別、障害の有無、国籍などを超えて、すべての人を対象として考えていくという意味を込めています。ユニバーサルデザインの考え方である「だれにとっても（すべての人にとって）」という考え方も含んでいます。

『その人らしく』（福祉）

『その人らしく』は、すべての人の尊厳が尊重され、本人の意思で選択し、決定することができ、こころ豊かに自分らしく生きていける社会、一人ひとりが持てる能力を最大限に生かして、その人らしく生活できる環境を構築していきたいという想いを込めています。

『住み慣れた地域で』（地域）

『住み慣れた地域で』は、高齢や障害等によりだれかの支えが必要な状態になっても、慣れ親しんだ地域でいつまでも住み続けていけるようにという想いを込めています。

### 『共に』（支え合い）

『共に』は、すべての人が共に暮らしやすい地域になるようにという想い、そして、住民同士が共に助け合い、支え合う「共助」の関係の中で暮らしていけるようにという想いを込めています。

### 『いきいきと暮らせる』（生きがい・健康）

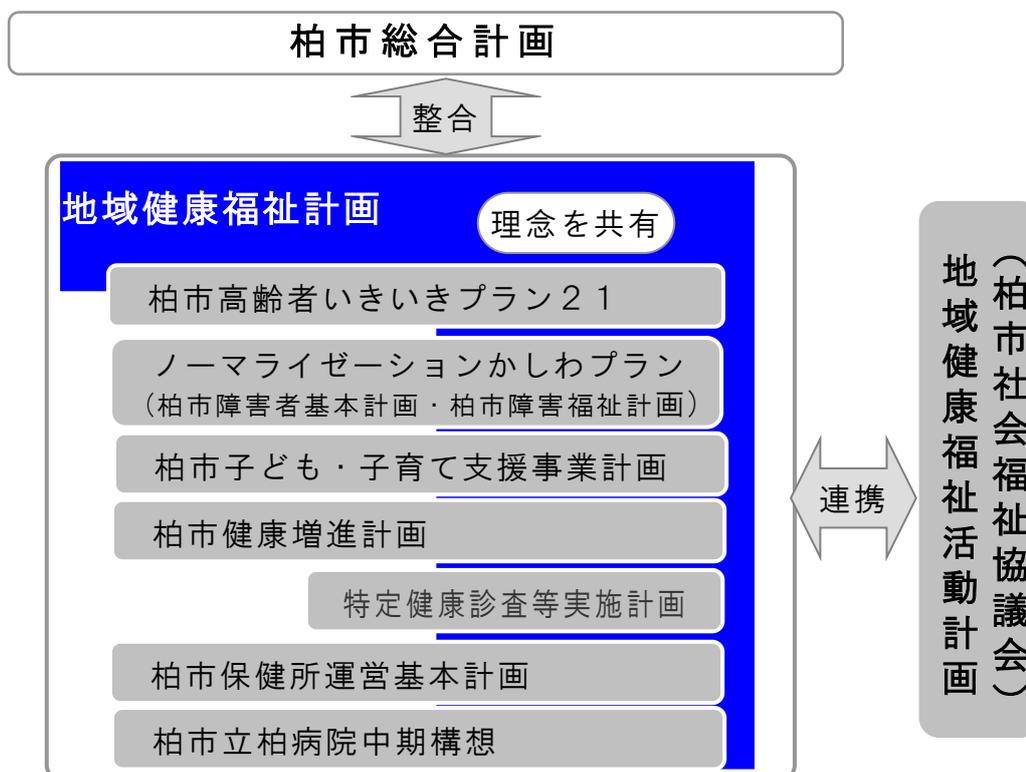
『いきいきと暮らせる』は、だれもが社会から孤立することなく、人とのかわりの中で生きがいを持ち、喜びや楽しみ、悲しみなどを共感し、わかちあえる関係の中で暮らしていけるようにという想い、そして、それぞれの生活環境や健康状態が異なっても、地域の支え合いや専門機関の支援などにより、前を向いて、将来に希望を持って生活していけるようにという想いを込めています。

### (3) 各分野別計画との関係について

市では、さまざまな分野の施策を展開していますが、市民が生活する地域は一つであることから、地域を切り口として分野横断的な視点で見ていくことが必要です。

そのため、本計画は、柏市の総合計画と整合を図るとともに、柏市の保健・医療・福祉に関する理念を共有し、各分野別計画との整合を図っています。

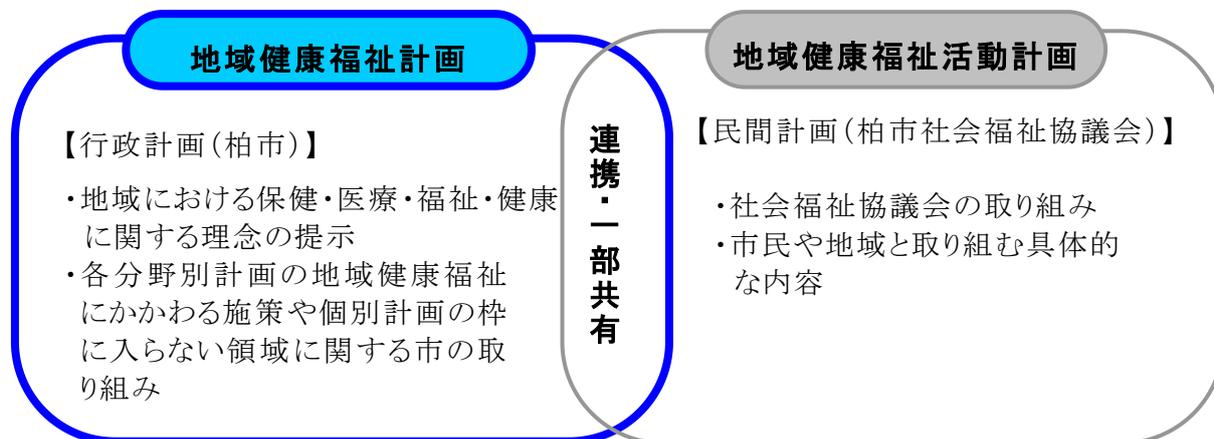
さらに、分野別計画における各事業の進捗管理・評価は、二重管理を防ぐ観点から第3期計画より各分野別計画に委ねる事としています。



## (4) 地域健康福祉活動計画との関係

「地域健康福祉活動計画」は、市民や地域と取り組む具体的な内容が盛り込まれた民間計画であり、柏市社会福祉協議会が策定しています。

この「地域健康福祉活動計画」と地域健康福祉計画は車の両輪のような関係であり、社会福祉協議会と市とが連携して地域健康福祉を進めています。



## (5) 計画期間について

### ○第1期計画



### ○第2期計画



### ○第3期計画



地域健康福祉計画と関連する主な分野別計画の期間は、下記のとおりです。

|                     | 平成<br>26 | 27               | 28               | 29 | 30               | 31               | 32               | 33               | 34 | 35 | 36 |
|---------------------|----------|------------------|------------------|----|------------------|------------------|------------------|------------------|----|----|----|
| 柏市総合計画              |          |                  | 第5次<br>(H28～H42) |    |                  |                  |                  |                  |    |    |    |
| 柏市地域健康福祉計画          |          | 第3期<br>(H26～H30) |                  |    |                  | 第4期<br>(H31～H36) |                  |                  |    |    |    |
| 柏市高齢者<br>いきいきプラン 21 |          | 第6期<br>(H27～H29) |                  |    | 第7期<br>(H30～H32) |                  |                  | 第8期<br>(H33～H35) |    |    |    |
| 柏市障害者基本<br>計画       |          | 第3期<br>(H24～H32) |                  |    |                  |                  |                  | 第4期<br>(H33～H41) |    |    |    |
| 柏市障害福祉計<br>画        |          | 第4期<br>(H27～H29) |                  |    | 第5期<br>(H30～H32) |                  |                  | 第6期<br>(H33～H35) |    |    |    |
| 柏市子ども・子育て<br>支援事業計画 |          | 第1期<br>(H27～H31) |                  |    |                  |                  | 第2期<br>(H32～H36) |                  |    |    |    |
| 柏市健康増進計<br>画        |          | 第3期<br>(H25～H34) |                  |    |                  |                  |                  |                  |    |    |    |
| 特定健康診査等実施計<br>画     |          | 第2期<br>(H25～H29) |                  |    |                  | 第3期<br>(H30～H34) |                  |                  |    |    |    |
| 柏市保健所運営<br>基本計画     |          | (H23～H27)        |                  |    |                  |                  |                  |                  |    |    |    |
| 柏市立柏病院<br>中期構想      |          | (H25～H29)        |                  |    |                  |                  |                  |                  |    |    |    |
| 柏市立柏病院<br>新改革プラン    |          |                  | (H29～H32)        |    |                  |                  |                  |                  |    |    |    |
| 柏市地域健康福<br>祉活動計画    |          | 第3期<br>(H26～H30) |                  |    |                  | 第4期<br>(H31～H36) |                  |                  |    |    |    |

・ 柏市地域健康福祉計画に特に関連の深い柏市高齢者いきいきプラン 21 及び  
柏市障害者福祉計画は、3年ごとに計画の進捗管理及び評価を行い計画の改訂  
を行っています。

・ 柏市地域健康福祉計画の計画期間は、これまで、国の指針による概ね5年間を採用しておりました。

・ しかし、これら分野別計画の評価を反映し、市としての福祉分野施策の方向性や整合性を図る必要があることから、計画期間を6年に改めたいと考えております。今後、柏市地域健康福祉活動計画についても計画期間の調整を図っていきたいと考えています。

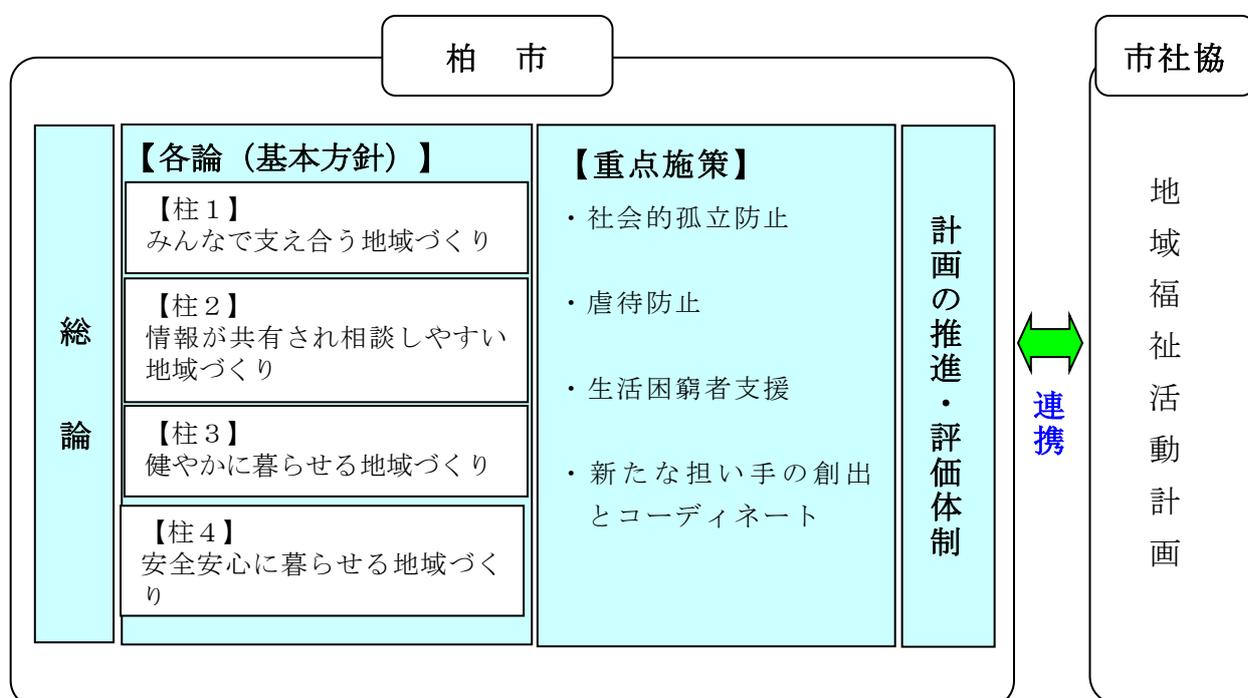
## (6) 計画の構成について

第2期柏市地域健康福祉計画では、計画の概要、総論、各論、最も重点的に取り組む事業、事業一覧、計画の推進・評価体制の6章構成となっております。

第3期柏市地域健康福祉計画は、これを大幅に見直し、下記のとおり、総論、各論、重点施策、計画の推進・評価体制の4章構成としています。

第4期柏市地域健康福祉計画については、第3期計画を継承し、計画の構成については、大きな変更はせず策定していきたいと考えています。

第3期柏市地域健康福祉計画の構成は、次のとおりです。



### 3 第4期 柏市地域健康福祉計画の策定にむけて

#### (1) 第4期柏市地域健康福祉計画の策定

○社会動向・柏市の現状等のデータ収集

- 1) 市民アンケート
- 2) 市民ワークショップ
- 3) 重点施策の進行管理・評価
- 4) 地域支え合い推進協議会，地区社協等からの意見収集 等



第3期計画の評価・課題の抽出



第4期計画の骨子作成



各分野別計画の評価反映

基本方針である各柱を主要事業から評価

(主に高齢者，障害者，子ども分野計画 等)



国，県の動向反映



第4期計画策定

平成  
29  
年度

平成  
30  
年度

## 1) 市民アンケート

### ■ 目的

- ①市民の方の地域福祉に対する実感や実態を把握する。
- ②第3期計画の評価及び第4期計画策定の参考資料とする。
- ③ワークショップでの検討の際の参考資料とする。

### ■ 対象者

- ・満20歳以上の男女4,000人

### ■ 概要

- ・約16ページ

※調査票案は、別添のとおり。

## 2) 市民ワークショップ

### ■ 目的

- ①地域福祉の課題抽出（現在の課題，将来的な課題予測）
- ②課題解決のための対策
- ③第3期計画の取組を評価
- ④次期計画へ盛り込むべきもの確認（目標の修正，新たな視点など）
- ⑤自助，共助（互助），公助の3つの考え方により役割を整理

### ■ 対象者

- ア 地域・地縁団体                   ：ふるさと協議会，地区社協，町会・自治会 等
- イ 活動団体・相談機関           ：民生委員児童委員，健康づくり推進委員，  
NPO，ボランティア，あいネット 等

- 実施回数：計3回（12月／1回，1月／2回）  
20～30名／回

### 3) 基本方針（柱1～柱4）の評価

第3期計画では、地域健康福祉増の実現に向けて、次の4つの柱を基本方針として事業に取り組んでいます。

- 柱1 みんなで支え合う地域づくり
- 柱2 情報が共有され相談しやすい地域づくり
- 柱3 健やかに暮らせる地域づくり
- 柱4 安全安心に暮らせる地域づくり

これらの基本方針の評価については、資料1「第3期柏市地域健康福祉計画主要事業一覧」に掲げる事業の進捗状況を勘案して実施します。

### 4) 重点施策の進捗管理及び評価

第3期計画では、緊急性の高い課題や、さまざまな分野にわたっている課題を「重点施策」として位置付け、課題の解決に向けて取り組んでいます。

- (1) 社会的孤立防止
- (2) 虐待防止
- (3) 生活困窮者支援
- (4) 新たな担い手の創出とコーディネート

これらの重点施策については、資料2「重点施策の進捗管理及び評価について」により進捗管理及び評価を行います。

### 5) 各分野別計画の評価反映

第4期計画においては、高齢者、障害者、こども等の各分野別計画の評価を反映させることとします。

次期計画策定に向けて行った事業評価や中間見直しでの評価等、各計画での直近の評価内容を反映してまいります。

## 4 国が示す地域福祉計画の改定ポイントについて

### (1) 社会福祉法の改正 (平成30年4月1日施行)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号（※）に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※ 前条第一項各号について

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

## (2) 福祉分野の「上位計画」としての位置づけ

- ① 高齢者，障害者，子ども子育てといった各分野別計画に共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで，他の計画の「上位計画」として位置づけていくことが必要である。
- ② 地域福祉計画は，関連する計画との調和を図り，かつ，福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。
- ③ 他の計画との調和を図る方法としては，他の計画と検討や見直しの時期をそろえることや，地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること，また，他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にするなどがある。

## (3) 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項

(法第107条第1項第1号関係)

- ① 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- ② 重点的に取り組む分野に関する事項，制度の狭間の問題への対応のあり方，生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制，自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 等

## (4) 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ① 住民が主体的に地域生活課題を把握し，解決を試みることができる環境の整備等  
(法第106条の3第1項第1号関係)
- ② 「住民に身近な圏域」において，地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備  
(法第106条の3第1項第2号関係)
- ③ 市における包括的な相談支援体制の構築  
(法第106条の3第1項第3号関係)

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた住民主体の課題解決能力と相談支援体制の充実を図ることが必要不可欠となります。

◎ 平成29年度地域健康福祉専門分科会の開催予定

---

|     |  |
|-----|--|
| 第1回 | 平成29年11月9日(木) 10:00～<br>ウェルネス柏 4階 大会議室 |
| 第2回 | 平成30年 2月8日(木) 10:00～<br>ウェルネス柏 4階 大会議室 |